

ピックルボール日本連盟 アンチ・ドーピング規定

第1章 総則

第1条（目的）

本規定は、ピックルボール競技におけるアンチ・ドーピング活動を推進し、クリーンかつ公正な競技環境を確保することを目的とする。国際基準である世界アンチ・ドーピング規程（以下「WADA 規程」という）および日本アンチ・ドーピング規程（以下「JADA 規程」という）に準拠し、関係者に対し、ドーピングの防止ならびに違反行為への適切な対応を定める。

第2条（適用範囲）

本規定は、本連盟に登録された選手、監督、指導者、チーム関係者、役員、その他本連盟の競技活動に関与するすべての者（以下「関係者」という）に適用する。

第3条（用語の定義）

本規定における「ドーピング」とは、WADA および JADA が定義するドーピング行為を指すものとする。

第2章 アンチ・ドーピング活動

第4条（ドーピング行為の禁止）

関係者は、禁止物質または禁止方法の使用、所持、提供、勧誘、隠蔽等を含む一切のドーピング行為を行ってはならない。ドーピング規定違反は、厳格に取り扱われるものとする。

第5条（教育および啓発）

本連盟は、関係者に対してアンチ・ドーピングに関する教育および啓発活動を定期的を実施する。特に代表選手については、JADA が提供する e ラーニング等の受講を義務づける場合がある。

第6条（治療使用特例：TUE）

禁止物質・方法を治療目的で使用する場合、関係者は JADA が定める「治療使用特例（TUE）」に基づき、所定の手続により承認を受けなければならない。

第3章 検査および手続

第7条（ドーピング検査の受検義務）

選手は、競技会時または競技会外において、本連盟、JADA または WADA が実施するドーピング検査に誠実に応じなければならない。検査の拒否、妨害等は重大な規定違反とみなされる。

第8条（検体採取および分析）

検体の採取および分析は、JADA が指定する適切な機関により、WADA の国際基準に従って行うものとする。

第9条（結果の通知および対応）

検査結果は、JADA および本連盟が連携して当該関係者に速やかに通知し、必要な対応措置を講じるものとする。

第4章 違反および制裁

第10条（違反の認定および手続）

ドーピング規定違反が認められた場合、本連盟は JADA の定める手続に基づき、事実の確認と処分の審議を行う。

第11条（制裁措置）

違反が認定された関係者に対しては、JADA または WADA のガイドラインに基づき、出場停止、資格停止、成績抹消等の制裁を科すことができる。

第12条（違反内容の公表）

ドーピング規定違反が認定された場合、本連盟は、その内容および処分の概要を、必要に応じて公式ホームページ等を通じて公表する。

第5章 附則

第13条（規定の見直し）

本規定は、WADA および JADA の規定改正または社会状況の変化等に応じて、必要に応じて見直し、改定を行うものとする。

第14条（施行日）

本規定は、2025 年 1 月 1 日より施行する。